

災害時等における応急生活物資の供給等に関する協定

令和 7 年 3 月

旭 川 市

一般社団法人 北海道社会基盤開発協会

災害時等における応急生活物資の供給等に関する協定

旭川市（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道社会基盤開発協会（以下「乙」という。）は、災害時等における応急生活物資の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の市域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙と協力して住民生活の早期安定を図るため、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請等）

第2条 災害時等において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対して、乙が保有する物資又は調達可能な物資の供給について、協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、その要請に対し、可能な範囲で協力するものとする。

（応急生活物資）

第3条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる災害時等における緊急対応可能な物資
- (2) その他甲が指定する物資

（物資供給の要請）

第4条 甲は、災害時等において応急生活物資が必要なときは、応急生活物資に関する要請書（様式第1号）により供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資供給の実施）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後、速やかに応急生活物資

供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担等）

第6条 この協定に基づき乙が実施する応急生活物資の供給のうち、第3条第1号に規定する物資の供給に要する費用については、乙が負担するものとする。

2 第3条第2号に規定する物資の供給に要する費用については、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 別表に掲げる緊急対応可能な物資については、乙が準備した保管場所に備蓄するものとし、使用期限満了に伴う物資の更新時において、更新の対象とする物資を甲に寄贈するものとする。

4 乙に対する費用負担が生じたときは、乙の請求に基づき、甲は速やかに支払いを行うものとする。

（災害補償）

第7条 この協定に基づく業務の実施にあたり、従事した者の責めに帰することができない理由により従事した者が死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり又は心身に障害がある状態になった場合の災害補償は、乙の規定に基づき行うものとする。ただし、乙が災害補償できないときは、甲乙誠意をもって協議し対応するものとする。

（平時の取組）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に実施されるよう、必要に応じて防災に係る情報交換等の連携強化に努めるものとする。

（連絡体制）

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に実施されるよう、平時から連絡体制票を作成、相互に交換し、連絡体制を構築するものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協議事項）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了

の1か月前までに、甲乙双方いずれからも解消又は変更の申出がないときは、効力が1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年3月7日

甲 旭川市

旭川市長 今 津 寛 介

乙 札幌市中央区南7条西25丁目7番18号アスティステージ
一般社団法人 北海道社会基盤開発協会

会 長 武 田 幹 郎

別表

災害時等における緊急対応可能な物資

区分	品目	品名	規格	数量
無償提供	衛生用品	災害備蓄用 生理用品	真空パック包装し，10 年間保存 可能なもの 昼夜兼用又は昼用と夜用がセット になったもの	10,320 枚

様式第 1 号

年 月 日

一般社団法人 北海道社会基盤開発協会

会 長 様

旭 川 市 長

応急生活物資供給に関する要請書

災害時等における応急生活物資の供給等に関する協定書第 4 条の規定に基づき，次のとおり応急生活物資の供給を要請します。

1 引渡希望時期：

2 引渡場所：

3 要請担当者

氏名：

電話：

F A X：

4 受取担当者

氏名：

電話：

F A X：

5 物資名等

品名	規格	数量	備考

様式第 2 号

年 月 日

旭 川 市 長 様

一般社団法人 北海道社会基盤開発協会
会 長

応急生活物資供給完了報告書

災害時等における応急生活物資の供給等に関する協定書第 5 条第 2 項の規定により，次のとおり応急生活物資の供給を実施したので報告します。

1 要請受付日：

2 引渡し日：

3 引渡し場所：

4 物資名等

品名	規格	数量	備考